

輸入小麦の政府売渡価格の改定について

農林水産省は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条第2項」に基づき売り渡す輸入小麦の令和5年4月期の政府売渡価格を決定しました。

1. 政府売渡価格の改定内容

令和5年4月期の政府売渡価格は、昨年10月期の緊急措置により、直近1年間の買付価格で算定した結果、急激な上昇と下落を伴う改定を回避し、平準化されたものの、依然として高い上昇率となることから、価格の予見可能性、小麦の国産化の方針、消費者の負担等を総合的に判断し、激変緩和措置として上昇幅を一部抑制することとします。

具体的には、1年間の買付価格により算定した政府売渡価格（5銘柄加重平均・税込価格）では、82,060円/トン（令和4年4月期・10月期比+13.1%）となるのに対し、ウクライナ情勢直後の急騰による影響を受けた期間を除く、直近6か月間の買付価格を反映した水準まで上昇幅を抑制し、76,750円/トン（同期比+5.8%）とします。

なお、日米貿易協定及びTPP11協定に基づき、米国・カナダ・豪州産小麦については、マークアップの引下げが適用されています。

（単位：円/トン）

政府売渡価格	4年4月期・10月期	5年4月期	対前期比
5銘柄加重平均（税込み）	72,530	76,750	5.8%

注：5銘柄の内訳

カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング（1CW）	主にパン用
アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング（DNS）	主にパン・中華麺用
アメリカ産ハード・レッド・ウィンター（HRW）	主にパン・中華麺用
オーストラリア産スタンダード・ホホワイト（ASW）	主に日本麺用
アメリカ産ウェスタン・ホホワイト（WW）	主に菓子用

2. 輸入小麦の安定供給確保のための相談窓口等

農林水産省は、消費者等に対して、輸入小麦の政府売渡価格の背景等の情報提供を行うとともに、専門の相談窓口を通じ、各種の相談を受け付けています。また、併せて小麦関連製品の小売価格の動向把握に努めています。

窓口設置場所：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課麦類需給班

電話：03-6744-1253（直通）

インターネットによるお問合せ：

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisaku_tokatu/boeki/mugi.html

添付資料

令和5年4月期の輸入小麦の政府売渡価格について(PDF：2,684KB)

【お問合せ先】

農産局貿易業務課

担当者：岡崎、大塚

代表：03-3502-8111（内線5012）

ダイヤルイン：03-6744-1253